

水産イノベーション対策推進事業費補助金について

補助対象者（静岡県内に住所又は事業所を有する者に限る）

- ・水産業（漁業、水産加工業及び水産流通業）を営む者
- ・水産関連業（水産に係る食品の小売業、造船業その他水産業の関連産業）を営む者
- ・水産業や水産関連業を営む者が組織する団体
- ・その他水産振興、水産資源の管理・増殖又は水産業・水産関連業の人材確保に係る事業を的確に遂行できると認められる団体

補助対象事業

申請者の創意工夫により行われる「水産振興」、「水産資源の管理・増殖」又は「人材確保」に関する取組であって、以下の要件を全て満たすものが対象

- ①当該取組を行おうとする水産業者等が新たに取り組むもの又は既存の取組を大幅に改善するもの
- ②当該取組を実施することにより、最終的に達成しようとする目標を掲げ、その達成に向けた3年間の計画を策定した上で行うもの

補助の内容

- ・補助率 2／3以内
- ・限度額 1企業又は1個人の場合は50万円、1団体の場合は100万円
- ・対象経費 資材等費、機械装置等費、広報費、専門家謝金、委託費 ほか

申請期間

令和5年7月14日から令和5年8月14日まで（郵送の場合は消印有効）

◆ 申請書類提出先

静岡県漁業協同組合連合会 水産イノベーション補助金担当 あて
住所：〒420-8666 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル3F

事業実施期間（審査会で採択された事業に限る）

補助金の交付決定の日から令和6年1月31日まで

申請時に必要な書類

交付申請書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）及び添付書類※
（※法人：現在事項全部証明書（原本）等
個人：確定申告書の写し等
団体：規約等）
- ・ 誓約書（別紙様式1）
- ・ 水産イノベーション計画書（様式第2号）
- ・ 事業計画書（様式第3号）
- ・ 収支予算書（様式第4号）
- ・ 経費配分書（様式第5号）
（上記の他にも関係書類の提出を求める場合があります）

調書

※必要に応じて、交付申請書類とともに提出をお願いします。

- ・ 補助金活用状況調書
- ・ 機器、漁具調書
- ・ 業種別調書
（海苔網、メッコ網、囲い網）

見積書

- ・ 宛名は申請者名
- ・ 有効期限明記
（申請日から最低3ヶ月間有効なものに限る）

+

重要事項についての説明

- 1 国又は県による補助事業又は委託事業と重複して実施するものは申請できません。
- 2 補助対象となるのは、交付決定日から令和6年1月31日までにを行った事業です。

- ・ 補助金の申請をした後に審査会があります。審査の結果、事業が採択された場合には、申請者あてに「交付決定通知書」が送付されます。
- ・ 補助金は、交付決定の日（通知書の日付）から令和6年1月31日までにを行ったものが対象です。
- ・ 交付決定前に発注あるいは契約したもの、令和6年2月以降に支払をしたもの等は補助対象外です。（支払時期については一部例外あり）
- ・ また、支払の証拠書類が保管されているもののみが補助対象となります。

- 3 機械装置等の単純な更新（増設を含む）は、補助対象外です。

機械装置等の購入を伴う場合であって、その使用目的及び計画の内容に申請者の創意工夫が認められない取組（以下のいずれかに該当する取組）は補助対象外です。

- ・ 申請者のアイデアではなく、法令・制度等への対応のために購入するもの
- ・ 機能・性能が向上した機械装置等に更新（増設を含む）するが、用途はこれまでと同じであり、新たな取組を伴わないもの
- ・ 既存のものと同じ種類の機械装置等の買い替え、増設であるもの

- 4 同一期の募集において複数の申請をする場合、又は同一年度に既に交付決定を受けている場合、若しくは前年度までに本補助金の交付決定を受けている場合は、各取

組の新規性や質的違いを十分に説明できるようにしてください。

5 交付決定を受けた事業内容（経費の使途）に沿って実施しなければなりません。

- ・ 交付決定を受けた補助事業の内容（事業計画、経費の配分等）を変更しようとするときは、静岡県漁業協同組合連合会の事前承認が必要です。（軽微な変更の場合はこの限りでない）

6 事業終了後に実績報告書を提出し、検査に合格しなければ補助金を受け取れません。

- ・ 補助事業終了後は、所定の「実績報告書」、「収支決算書」等のほか、支払の証拠書類（領収書等）を提出し、検査を受けなければなりません。
- ・ 上記の検査によって、補助事業が適正に行われたことが確認された場合にのみ、補助金が支払われます。

7 補助金の支払は、令和6年5月頃の予定です。

- ・ 補助金の支払は、令和6年5月頃の予定ですので、それに合わせた資金計画を立ててください。

8 消費税は、補助対象外です。

9 一定の財産の処分には制限があります。

- ・ 補助事業で購入した機械装置等のうち、単価が50万円以上（消費税抜き）のものは、処分制限財産に該当します。
- ・ 処分制限財産は、補助事業が終わった後も一定の期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ・ 処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ（処分する前に）、申請をし、承認を受けなければなりません。
- ・ 承認を受けずに処分をすると、補助金の返還を求めることがあります。

10 関係書類は、5年間保存しなければなりません。

- ・ 補助事業に関する書類（交付申請書等の提出した書類、交付決定通知書等の受け取った書類、契約書、領収書等の支払の証拠となる書類等）は、補助事業年度終了後5年間は保存しなければなりません。
- ・ 補助事業年度終了後5年間は、静岡県漁業協同組合連合会又は県の求めがあった際には、いつでも閲覧できるようにしておかなければなりません。

事業全般に関する問い合わせ先

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課 電話 054-221-2744